

## 4 お引受け条件について

- (1) 本共済の加入対象者は ICS の会員ご本人及びその配偶者の方となります。
- (2) 新規のご加入年齢は申込日現在、満 15 歳以上満 65 歳以下となります。また、共済加入者様が希望した場合、ICS の会員であれば、満 75 歳まで継続してご加入することができます。(共済金額、掛金は変更されます。)

## 5 共済掛金について

共済掛金につきましては、全額会員（共済加入者）が負担いたします。

## 6 共済掛金の払い込み方法について

- (1) この共済掛金の払込方法は、原則、年間掛金一括払いです。(半年掛金一括払いとすることもできます。)
- (2) 共済掛金は当組合の指定する銀行口座へのお振込みを願います。(振込手数料は共済加入者様の負担となります。)

## 7 満期返戻金

この商品には、満期返戻金はありません。

## 8 解約返戻金

ご加入後に解約（脱退）される場合は、当組合にご連絡ください。なお、解約返戻金はありません。

## 注意喚起情報 ～ご加入の際にご注意いただきたい事柄～

### 1 クーリングオフについて

共済期間が 1 年以下であるため、クーリングオフの取扱いは設けません。

### 2 告知義務について

- (1) 申込日現在の健康状態及び過去の傷病による入院治療履歴等を、申込みされるご本人に所定の申込書で告知していただきます。配偶者様もお申込みされる場合は配偶者様にも告知頂きます。
- (2) 本共済加入の申込を承諾する要件として、その告知内容が当組合の基準を満たす場合とします。したがって、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と異なる告知をされた場合には、ご加入が解除されたり、共済金をお支払できない場合があります。また、すでに共済金をお支払している場合、その共済金を返還していただく場合がございます。

### 3 通知義務について

本共済加入後に加入者様が ICS の会員をお辞めになった時、住所・氏名を変更された時、および共済加入者様が病気やケガで死亡された時や、入院された時は、遅延なく当組合へご通知ください。

### 4 責任開始期について

- (1) 当組合は、共済加入の申込を承諾した日の翌月 1 日を加入日とし、当該共済加入の責任を負います。なお、第 1 回目の共済掛金が当組合の指定する期日までに振り込まれない場合は当該共済加入の責任は発生いたしません。
- (2) 共済加入における当組合の責任開始期は、加入日の午前 0 時とします。